平成２８年（フ）第９２号
青森県八戸市白銀台２丁目７番地10、住民票上の住所青森県八戸市下長１丁目12番３号　ディアス下長Ｂ―202
債務者　南　　雅子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
青森県八戸市売市１丁目２番３号　エトワール八戸第一104号室、前住所青森県八戸市根城３丁目11番17号　ヴィータＡ102号
債務者　舘　江利子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
群馬県みどり市笠懸町鹿488番地３　エステートピアＵ１―Ｂ
債務者　本間　常雄
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５１号
群馬県みどり市笠懸町鹿488番地３　エステートピアＵ１―Ｂ
債務者　本間　和代
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第６２号
群馬県みどり市笠懸町阿左美328番地10
債務者　岡田加奈代
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２０６号
石川県かほく市学園台２丁目94番地　レザンコート　104号、従前の住所石川県かほく市中沼ヌ11番地１
債務者　宮崎沙奈恵
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３４号
金沢市畝田西２丁目166　アスカハイツ102号、住民票上の住所金沢市暁町７番16号
債務者　坂口　昌宏
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４２号
三重県鈴鹿市野辺２丁目16番23号、前住所三重県鈴鹿市西庄内町2895番地の１
債務者　中村　浩二
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４５号
三重県津市芸濃町椋本3657番地１　グリュックⅢＢ棟102
債務者　池田　友美
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４７号
三重県鈴鹿市東磯山４丁目16番18号　エンゼルタウン105号室
債務者　東　　省二
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８０号
大津市本丸町６番１―507号
債務者　平井　啓子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９６号
大津市萱野浦22番20号パークショア瀬田406号室、前住所大津市一里山２丁目１番１号
債務者　伊藤　　耕
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０４号
大津市勧学１丁目５番17号　ネオコーポ勧学303
債務者　赤田　晴希
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０５号
大津市勧学１丁目５番17号　ネオコーポ勧学303
債務者　赤田　広美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１３号
滋賀県野洲市西河原2320番地　フジハイツ垣ノ内Ａ102号
債務者　田中ひろみ
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３５号
奈良県香芝市狐井503番地１　エクセレントカーサ202号、前住所堺市中区深井清水町4031番地　1402
債務者　奥村麻衣子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
鳥取県鳥取市秋里1187番地　Ｃｅｎｔｕｒｙ21　203号、旧住所鳥取県鳥取市安長447番地メゾニティヤマモト201号
債務者　鶴田　　淳
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　鳥取地方裁判所民事部